

下請取引上の問題について、相談し解決を図っていききたい

下請かけこみ寺事業

「下請かけこみ寺」では中小企業の皆様からの企業間取引に関する様々な悩みや相談ごとに親身に対応し、適切な助言や迅速な解決策を提示して、適正な取引のための支援を行います。

対象者

下請取引を行う県内中小企業者・個人事業者・フリーランスの皆様
※取引のあっせん、経営、技術、金融等いわゆる経営相談は対象外です。

内 容

相談無料 ・ 秘密厳守

(1) 各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々な相談に、中小企業の企業間取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切な助言等を行います。

相談は「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でもお伺いします。また商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構、労働基準監督署、市民相談所、消費者センター、福岡県知財総合支援窓口等と連携して、相談に応じています。

相談内容の秘密厳守に関しましては、万全を期しておりますので、安心してご相談ください。

相談は無料です。必要に応じて相談者の近くの**弁護士に無料で相談を行う事ができます**。

(2) 無料弁護士出張相談会の開催

振興センターでは、「下請かけこみ寺」の登録弁護士が相談会場に赴き、中小企業者及び個人事業者の皆様からの「企業間取引に関する相談・紛争」に対し、適切な助言・アドバイスを行う「企業間取引に関する無料弁護士出張相談会」を県内6会場で行います。

日程・会場については当振興センター（下請かけこみ寺）へご確認ください。

(3) 裁判外紛争解決手続（ADR）を行っています

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、全都道府県に配置した調停人（弁護士）が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行っています。

〈ADRのメリット〉

- ①紛争当事者間の和解の調停を行います。
- ②裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- ③当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- ④短期間で調停手続が進められます（一般的には調停を開始してから約3ヶ月程度で終了します）。
- ⑤調停手続の費用は無料です。

(4) 価格交渉サポート

取引先との価格交渉を行う際の手がかりについて、助言します。価格交渉力アップを支援します。

相談事例

- ・支払日を過ぎてても代金を支払ってくれない。
 - ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない。
 - ・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された。
 - ・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された。
 - ・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた。
 - ・追加工事代金がもらえない。
 - ・一方的に代金の値引き（減額）を要求され、応じなければ、取引を停止すると言われた。
- 相談は「**企業間取引に関する相談・紛争**」であれば、どのような内容でも可能です。
中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談や消費税の転嫁等に係る取引上の相談をお受けしております。
- 過重債務問題（債務返済・会社整理等）**に関する相談があった場合、債務問題専門の弁護士を紹介できます。

活用方法

下請かけこみ寺（(公財) 全国中小企業振興機関協会）<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>
詳細は、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

※まずは電話でご気軽に相談下さい。相談することで、気持ちが楽になり前向きになりました。との声多くあります。

(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課内（下請かけこみ寺）
フリーダイヤル：0120-418-618
TEL：092-260-6017 FAX：092-624-3300 <https://www.joho-fukuoka.or.jp>

